

「21世紀型ICT教育の創造モデル事業～学校図書館等のメディアセンター化を中心とした調査研究事業～」実施に係るICT機器整備等業務委託に関する公募型プロポーザル提案内容評価要領

## 1 基本的な考え方

この業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、技術・企画提案書等と見積価格を総合的に判定する。

### (1) 技術・企画力の評価

企画提案書等に基づき内容の評価し、「技術・企画点」を与える。

「技術・企画点」は、270点満点とする。

### (2) 見積価格の評価

見積価格について、企画提案書等の内容を踏まえ、「価格点」を与える。

「価格点」は、70点満点とする。

### (3) 受託候補者の選定方法

「技術・企画点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者が京都市の示す「プロポーザルの参加資格」の全てを満たしていない場合は、採用しない。

### (4) 合計点数の算出方法

別紙3「提案内容評価表」に基づき、各評価者が採点した点数（価格点を除く。）について、各項目の最高点と最低点を除いたものから平均点を算出し、各項目の平均点を合計する。

なお、同じ最高点、最低点をつけた評価者が複数いたときは、それぞれ1人分の点数を除く。

### (5) 有効数字

「技術・企画点」及び「価格点」の合計点数の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

### (6) 合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

ア 提案者それぞれの「技術・企画点」と「価格点」が異なる場合

「技術・企画点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術・企画点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託候補者を決定する。

## 2 評価方法

(1) 「21世紀型ICT教育の創造モデル事業～学校図書館等のメディアセンター化を中心とした調査研究事業～」実施に係るICT機器整備等業務予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

### (2) 評価項目及び評価の観点等

別紙3「提案内容評価表」に基づき採点を行う。

### (3) 技術・企画点の評価【270点】

ア 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を下記6段階で評価する。

判定	評価	項目評価点
A	非常に優れている。	5点
B	(AとCの中間程度と評価されるもの)	4点
C	優れている。	3点
D	(CとEの中間程度と評価されるもの)	2点
E	記述に具体性があり、京都市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	1点
F	記述がない、又は記述に具体性がない。	0点
評価	評価の目安	
非常に優れている。	ア 要求水準を超える、高い効果と認められる提案が具体的になされていること。 イ 業務の実施方法等の記述が具体的で、説得力が極めて高いこと。 ウ 加点要素として認めることができる具体的な記述が際立って多くあること。	
優れている。	ア 要求水準を超える、一般的な効果と認められる提案が具体的になされていること。 イ 業務の実施方法等の記述が具体的で、説得力が高いこと。 ウ 加点要素として認めることができる具体的な記述が多数あること。	

イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目加重点を項目ごとに設定する。

ウ 技術・企画点の計算

技術・企画点の計算は以下の式により行う。

(ア) 項目評価点＝評価点×項目加重点

(イ) 技術・企画点＝項目評価点の合計

エ 技術・企画点の減点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

(4) 価格点【70点】

ア 提案価格の「自動算出(50点)」と「創意工夫・努力及び整合性についての項目評価(20点)」の合計とする。

イ 提案価格の自動算出については、月額を基準とし、以下(ア)及び(イ)の各期間において算出した合計点とする。

(ア) 平成25年2月1日から平成28年1月31日まで

契約上限額の月額(消費税及び地方消費税を含む。)582,000円は0点に、契約上限額の月額(消費税及び地方消費税を含む。)の80%である465,600円を25点とする。

(イ) 平成28年2月1日から平成30年1月31日まで

契約上限額の月額(消費税及び地方消費税を含む。)174,000円は0点に、契約上限額の月額(消費税及び地方消費税を含む。)の80%である139,200円を25点とする。

式:  $25 \times \{1 - (\text{提案価格} - \text{契約上限額の} 80\%) \div (\text{契約上限額} - \text{契約上限額の} 80\%)\}$

(小数点以下切り捨て)

※提案価格が契約上限額の80%未満の場合でも25点とする。

ウ 創意工夫・努力及び整合性についての項目評価については、企画提案書の内容を踏まえ、金額が妥当であるかどうかを判断し、「技術・企画点」の評価に準じて採点する。

ただし、提案価格が京都市の示した契約上限額を超過している提案者については、評価しない。